

特 約 事 項

- 1 受注者は、契約の締結後直ちに請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、江田島市契約規則第35条に規定される担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、保険会社との間に江田島市を被保険者とする履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金を免除とする。
- 2 前払金は、請負代金額のうち工事にかかる費用（以下「本工事費」という。）が500万円以上であって、前払金保証事業会社の保証に係るものについて支払うものとする（本工事費の10分の4以内）。
- 3 部分払の回数は、本工事費が3,000万円未満の工事では1回以内、3,000万円以上5,000万円未満の工事では2回以内、5,000万円以上の工事では3回以内とする。
- 4 暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除について、次の第1号から第6号までを遵守するものとする。
 - (1) 暴力団等からの不当介入を受けた場合はき然とこれを拒否し、その旨を直ちに市に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 市及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
 - (3) 前号の排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、市と工程に関する協議を行うこと。
 - (4) 市と工程に関する協議を行った結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第21条の規定により、市に工期延長の請求を行うこと。
 - (5) 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに市に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
 - (6) 前号の当該被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、市と工程に関する協議を行うこと。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第21条の規定により、市に工期延長の請求を行うこと。
- 5 市は、受注者が工事の施工に当たり遵守しなければならない法令上の義務が適正に履行されていることを確認するための立入調査を行うことができる。
受注者は、市又は市の指名する者が工事現場、現場事務所又は営業所に立入調査を実施する場合は、これを受け入れなければならない。
- 6 市の建設工事（当初本工事費が300万円以上）を受注した建設業者は、当該請負工事に係る建設業退職金共済制度における共済証紙（以下「共済証紙」という。）の購入状況等を書面により、工事完成時まで市に報告するものとする。
報告に当たっては、共済証紙を販売する金融機関が発行する発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。工事請負契約の変更等により追加購入した場合の収納書を含む。）を添付することとし、共済証紙を購入しなかった場合（工事請負契約額の増額変更等があった場合で、共済証紙の追加購入をしなかった場合を含む。）には、その理由を書面により報告すること。
- 7 共通仕様書の遵守
広島県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）及び広島県設計業務等共通仕様書を遵守すること。
なお、共通仕様書1-1-2-6-5に定める下請けについては、広島県内を江田島市内に改めて適用する。同様に共通仕様書1-1-2-6-6についても県外を江田島市外に改める。
- 8 設計業務の管理技術者及び照査技術者の通知
設計業務の管理技術者及び照査技術者を定め、別紙の管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書（約款第10条の2、3関係）を契約締結後14日以内に提出すること。

9 その他，江田島市建設工事執行規則及び江田島市契約規則の定めるところによる。